

平成21年度 江別市自治基本条例市民説明会

【 寄せられたご意見、ご質問の要旨と回答 】

【 開催会場と日時 】

コミュニティセンター3階研修室 平成21年10月28日(水) 18:30 ~

野幌公民館2階研修室 平成21年10月29日(木) 18:30 ~

大麻東地区センター2階大会議室 平成21年11月5日(木) 18:30 ~

江別市民会館3階37号室 平成21年11月14日(土) 【説明会】 13:00 ~
【講演会】 13:45 ~

【 各会場の質疑応答でいただいたご意見ご質問 】 16件

【 アンケートに寄せられたご意見 】 36件

江別市企画政策部(市民協働推進担当)

平成22年3月

【1】市民説明会でのご意見ご質問の要旨と回答 P3 ~

各会場の質疑応答でいただいたご意見ご質問とその回答の要旨をまとめたものです。

【2】市民説明会と施行記念講演会のアンケートに寄せられたご意見 P7 ~

各会場でご協力いただいたアンケートに寄せられたご意見を、可能な限り原文で掲載したものです。

【1】市民説明会でのご意見ご質問の要旨と回答

質問1

・第2条第5号の協働とは、市民と市の関係だけでなく、市民活動団体と市民、市民活動団体とその他など、市民同士の関係も範囲に含まれるのか？

回答1

・この定義の中の市民には、市民個人だけではなく、市民活動団体なども広く含めております。市民個人であったり、市民活動団体や自治会、時には議会など、様々な形の協働が考えられます。

質問2

・この条例を広く周知し、認識していただければ、せっかくの条例が絵に描いた餅になってしまう。今後どのようにして、市民へ広報していくのか？

回答2

・現時点で、条例の市民周知が最も重要なことであると認識しております。今後も、広報や市のホームページ、あるいはチラシ等によって最大限努力し、周知を図って参ります。市民の皆様におかれましても、口伝えで広めていただくなど、ご協力をお願いいたします。

質問3

・第8章第26条第3項の住民投票の関係で、それぞれの事案において別に条例で定めるとあるが、それぞれの事案とは何を指しているのか？

回答3

・住民投票には、住民投票の方法や対象をあらかじめ条例で定め、この条例に基づいて住民投票を行う方法と、住民投票の必要が生じた場合に、個別の事案ごとに投票の方法や対象者などを条例で定めて実施する方法があります。江別市では、後者を採用しており、ご質問の「それぞれの事案」とは、住民投票の対象となる案件のことを言います。

質問4

・情報共有のツールとして、広報やホームページを活用されているが、インターネットに馴染みのない方や、市外から通学している学生などに対し、まちづくりに対する意見が述べられる仕組みとして他にはないのか？

回答4

・市が市民の皆様へ情報をお知らせする方法としては、広報とホームページが最も有効な手段であると考えております。他に、マスコミ等の活用もありますが、マスコミ等の事情もあり、その全てが掲載されるわけではございません。広報であれば、コンビニエンスストアや学校にも設置しておりますので、この条例の趣旨でもある、皆様の積極的な情報収集にもご協力をお願いいたします。

質問5

・この条例を広く知ってもらい、関心を高めてもらうためにも、全国の成功事例などを取り上げて、具体的にを見せていって欲しい。
・市民から意見が提出された時、その意見の反映や市の考え方が確認できる仕組みが整っていないように思われる。

回答5

・事例の紹介等を活用した周知も、今後検討して参ります。
・市民の皆様からの意見の反映や市の考え方が確認できる仕組みとして、パブリックコメントの結果が公表されるよう、ルールづくりを進めたいと思います。

質問6

・広く市民への周知としての活動が、足りないと思う。今回の説明会で、市民への周知は一区切りとなるのか？

回答6

・これまでの周知活動が必ずしも十分でないことは、承知しております。市民の皆様にも加わっていただき、長い年月をかけて制定された条例であるため、周知に関して今後とも最大限の努力をして参ります。市民の皆様にも、口伝えなどで、周知活動にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問7

・市民や自治会、市民活動団体がまちづくりへ参加しようとする時、具体的にどのような形で動いたらよいかわかるように、ホームページや広報などで、周知願いたい。

回答7

・市民の皆様、各自治会や市民活動団体の皆様へ、必要な情報が提供できるよう、今後検討を重ねて参りたいと思います。

質問8

・第29条の条例の見直しについて、既に改定にいたるプロセスが決まっているのか？

回答8

・現時点では、条例がスタートしたばかりということで、具体的な仕組みまでは決まっておりません。今後、市民の皆様の意見を取り入れながら見直しに向けた仕組みを、検討して参りたいと考えております。

質問9

・この条例が、市民に広がり独り立ちしていくために、全国の成功事例などを取り上げて、市民が一緒になってまちづくりに参加できるよう、情報を提供いただきたい。このままでは条例が形骸化してしまわないか不安なので、もっと市民の目線に立った、市民が積極的に参画できるような仕組みもお考えいただきたい。

回答9

・ごもっともなご意見と承知しております。今後、より市民目線に立つことで、皆様にご理解いただき、この条例が広まっていくよう努めて参ります。

質問10

・この条例ができたことで、変化を示す意味も含め、情報公開や意見募集を積極的に進めてはどうか？コストが少なくて済むホームページを活用して、市民からの意見やアイデアをどんどん受け入れてはどうか？市側の姿勢として変化を示すことで、この条例は良いものであると市民に認識させる、そのような方法は取れないのか？

回答10

・ホームページは、非常に有効な手段であると考えております。また、市民意見の取り入れとしては、各公共施設等での市民の声募集箱の設置や、市のホームページでの市民意見募集などの仕組みがございます。今後、まちづくりへの市民意見の反映は益々重要になって参りますので、現在策定を進めております、パブリックコメント要綱等においてルールづくりを行うなど、より一層市民の皆様にご参加いただき、意見が反映できる仕組みを、検討して参りたいと思います。

質問11

・情報共有の原則に関して、第23条の個人情報の保護と相反するのではないかと。例えば、民生委員に対し、個人情報の提供はできないのか？個人情報の尊重管理ということで出来ないのであれば、この条例の情報共有の原則とどちらを優先するのかお聞きしたい。江別市個人情報保護条例が、どこに行けば見せてもらえるのか教えて欲しい。

回答11

・この条例でいう情報共有の原則とは、かなり広い意味となります。市政運営に関する情報を共有していきこうというものであります。よって、情報共有といっても、個人の情報まで共有するものではございません。今後、自治会や民生委員の方に対し、必要な情報は個人の了解が得られれば公表できるような仕組みなどを、各担当部署において検討されるよう進めて参りたいと思います。
江別市個人情報保護条例については、市のホームページの例規類集や本庁の情報公開コーナー、大麻出張所、情報図書館などでご覧いただけます。

質問12

・なぜ大麻での開催とは別に、文京台地区センターで開催しないのか？兼ねてから再三、文京台地区の扱いについて要望を出している。

回答12

・今回の開催にあたりまして、基本的に各公民館でと考えておりました。大麻公民館に空きがなかったため、その代わりとして大麻東地区センターを利用させていただきました。決して文京台地区を対象外としているわけではございません。今回はお住まいの地区に関係なく、都合の良い日時と会場に、どなたでも自由に参加いただけるよう設定させていただきました。

質問13

・条例策定段階にパブリックコメントを実施しているが、その意見は反映されたのか？全く反映されていないように見受けられる。反映されていないのであれば、意見を求めること自体意味がない。
・第24条において市民参加とあるが、全ての審議会に市民公募を取り入れるべきである。また、年齢などの制限を設けている審議会があるのはおかしい。公募している情報が隠れていて、特定の団体等への偏りも見えるため、今回の条例の制定を機に、全面的に変えていただきたい。
・議員の責務に関して、栗山町では、議会の基本条例を独自に制定し、議員が住民説明に回っている。江別市では、そのような動きは全く見られない。また、開かれた議会と言いつつ、平日の誰も傍聴できないような時間帯に開催されている。議会側の努力を期待したい。

回答13

・パブリックコメントに対する意見の反映状況であります。寄せられた意見の項目数は175件ございました。そのうち、意見を反映したものが15件、条例の解説に反映したものが2件、趣旨が反映済みが9件ということで、一定程度反映させていただいております。
・開かれた議会についてであります。今後、議会側でも検討を進めていくと考えておりますので、状況を見守っていただければと思います。
・審議会のあり方について、市民参加は大きな課題であると認識しております。男女共同参画に関する条例も施行されましたので、その観点でも重要であると考えております。審議会については、法律的な制約がある場合もございますが、現在のあり方について、しっかりと検証し、見直しが必要なものは見直しを求めていきたいと考えております。市民公募につきましても、任期の切れ目で検証し、各審議会等で市民公募について見直すという将来的な合意が得られるよう検討して参ります。
・審議会等の公募要件に制限が付いている場合がありますが、各審議会等には目的がございますので、年齢や性別などの制限を最優先してはございません。選考によって決めきれないケースの一判断基準として、市民の方には行政経験のない純粋な目を大切にしたいという観点から、行政経験者を除かせていただいたり、女性の登用や地域のバランスに配慮するなどの基準を設けている場合がございます。このことは、審議会等の目的を実現するための手立てとして、選考の際に必要なに応じて考慮しております。

質問14

・第9条に議会の責務とありますが、議会は開かれているのでしょうか？是非傍聴したいと思っておりますが、傍聴できる日時などの開示をお願いしたい。
・第17条の危機管理の関係は、住民にとって非常に重要なことであり、市から要援護者リストなどの情報提供があって然るべきではないか。そういうことも含め、個人単位ではなく、自治会や連合会などの団体に対し、説明会を設けていただければありがたい。市民は助け合わなければならない、危機管理に対することが、これから一番大切なことであると感じている。

回答14

・議会は、どなたでも傍聴いただくことができます。日程は、市のホームページをご覧くださいか、議会事務局にお問い合わせ下さい。
・開かれた議会運営に向け、市も、議会も、この条例の趣旨に基づきまして、今後より一層努力していく必要があると考えております。
・危機管理に対する情報提供につきまして、現在も自治会等のご協力をいただきながら、要援護者リストの作成が進むよう整備しているところでありますので、よろしく願いいたします。

質問15

・第24条第3項において、性別、年齢等で不利益を受けないと規定されているが、審議会等の選任基準で公募委員の年齢制限が設けられており、この点で条例の規定に抵触するのではないか？
・第24条第5項において、市民参加に関する事項については別に定めるとある。また、この条例の議決の際にも、この事項に関する規定の検討を速やかに進めるよう求められている。このことから、担当する部署と現在の進捗状況をお聞きしたい。

回答15

・審議会等の年齢制限等について、各審議会等を所管する担当部署において、合理的な根拠が無いにもかかわらず制限等を設けているのであれば、条例の規定に照らし合わせ支障があると考えられます。しかしながら、各審議会等の目的を達成するため、正当な根拠に基づき制限を設けている場合もございますので、今後その検証と見直しについて、検討されるよう求めて参りたいと思っております。
・市民参加に関する事項の規定について、今現在の担当所管は市民協働推進担当となります。進捗状況としましては、市民の皆様の意見を、これまで以上に市政運営に取り入れさせていただき仕組みとして、パブリックコメント要綱(仮称)によるルールづくりに取り組んでおります。今年度中に制定する方向で進めたいと考えております。

質問16

・本日の市民説明会の内容が、条文の説明に留まっており、期待していた条例施行後の市の取り組みの変化や現在の動きを聞くことができず、残念である。
・江別市の基本条例であるので、市民側も勉強し、市民も変わっていかねばならないと考える。そのためには、市からのわかりやすい情報提供が必要と考える。
・議会の傍聴者にも、資料が配られるようお願いしたい。

回答16

・貴重なご意見を踏まえ、今後の対応を検討検討して参ります。

【2】市民説明会と施行記念講演会のアンケートに寄せられたご意見

たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

寄せられたご意見につきましては、今後の市民自治推進の参考とさせていただきます。

可能な限り、ご記入いただいた原文を掲載しております。

1	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例をきっかけに更に多くの方がまちづくりに興味を持つようになると素敵だなと思います。 ・周知が問題とのことでしたが、周知に関しても市民協働、既に興味を持っている方の手を借りたり、また小・中・高・大学の授業の一環でとり入れてもらう等の取りくみをできたら面白そうだなと感じました。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会での質問があったように、広報等のように宣伝活動をされるか、これからはこのことが重要と思います。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと市民に知ってもらいたい。 ・周知をこれからもやってもらいたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は何をしたらいいか、はっきりかいてるけど、行政が何をするかよくわからない。 ・「推進」とか「努力」をどう形にするか、広報で公にしてほしい。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知を十分はかって下さい。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・内容は難しい語句を使わずわかりやすいものだと思います。しかし、説明会でも取り上げられていましたが認知度と住民の参加意欲がネックになると思います。そもそも興味のない人はパンフレットが置かれてあっても自ら手にはとりません。どこの市町村だったかはちょっと覚えていませんが、戦隊ヒーローキャラクターを作ってアピールして話題になっていたことがあった記憶があります。そこまではしなくとも、広報えべつなどにえべチュンを使った4コマまんがでこんなものがあるんだよ！と紹介してみたり、文字だけでもかまわないのでとても簡単なプロモーションビデオを作って駅や人の集まりやすい場所で流すと、あまり興味なかった人でも目に付きやすくはならないでしょうか。ヒーローもの、キャラクターまんがなどを利用して、子供に興味をもたせて、そこから親の気を引いていくのは意外といい方法だと思います。 ・いつか誰もが住んでみたいと思うような街に作りあげられるように願っています。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加するための具体的な方法が分かりやすく公表されることを望みます。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人への周知等はどのようになっているのでしょうか。大学も多いので、そうした中で、若い人の関心を得られるような取り組みも必要になってくると思います。ある程度行政側がイニシアティブを取って進めていくことも必要だと思います。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・策定に向けて形になって来ていることを徐々に聞いていたので、その過程等をふまえた上で、どういう形になって来たのか興味を持って参加しました。 ・「広く知ってもらう」ことは大変大切だと思われるし、市民参加のためにも広く伝える時間や機会を設けてほしいと思う。(ただし、今日のようなかたい方法ではなくて) ・ホームページによる参加型は、大変有効だと思う。 ・「形」ができたので「動かして行く」のがこれからであり、市民も目ざしている方向には変わりがないと思うので、前向きにとらえたいと思います。 ・本日の説明については、わかり易かったと思います。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の立場で、住んでいる周囲の環境、自治会、街づくりにどの様なことができるのか、どのようにかわっていきけるのか、よく考えて行きたいと思いました。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・条文はとてもわかりやすい文章だと思います。 ・これから具体的にどうなるのかについてを知りたかったので、具体例があれば良いと思いました。

12	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な街づくりに併せ、住みよい街づくりを築きたく思っています。 ・地域に少し変わった考え・行動をする人が多くなっています。地域を活力ある協力、助け合う明るい街づくりを考えて下さい。 例：戦前防空防火訓練、出征兵宅を見守る助け合う仲よい町内会でも、条例で活動すべきことを示す。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例は知っている人は知っていますが、ほとんどの方が知らないのではないのでしょうか？ ・周知にしても今回は、広報と一緒に全戸配布してますが、それでも説明会の出席者が少ないのは関心が無いのか？まずそこから考えないとならないかもしれませんね。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・周知徹底にがんばって下さい。中々難しいと思いますが…。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見が無視された条例づくりが行われている。案の段階でのパブリックコメント全く取り入れていない。 ・基本条例の趣旨に逆行する市の行政行動が目立つ。特に審議会等の市民参加の公募等においてその傾向が強い。直ちに改善を要する。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・参加条例は至急作るべきです。 ・市民意見を募集した場合に意見を聞く(口頭で)会議が必要です。(公聴会のような) ・行政と市民の関係を規定する条例であるのですから、仕組みややり方をもっとキッチリ確立する必要があります。 ・財政の説明も市民の関心が高いところですから、市や議会(議員)がやり方を考えるべきです。
17	<ul style="list-style-type: none"> ・文京台地区は学生(通学も含め)が条例での位置づけが、一般MS等入居者と共に、自治会加入等ではっきりしないが、実態に即した活きた条例を制定対応してもらいたい。(排雪費等公費の受益負担の問題が自治会では大変大きなネックとなっている。 (注)札幌学院大、北翔大学としては排雪費は各々6千円を負担してもらっています。
18	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治の基本原則に「情報共有の原則(第4条及び第21条)」がうたっていますが、ともすれば個人情報尊重(第23条)を理由に秘匿される場合が多いと聞きます。事と次第(市民の福祉も「まちづくり」に含まれているから)によっては情報共有を優先する場合があると思いますので、ご一考ください。 ・江別市個人情報保護条例を知るにはどのような方法があるか知りたい。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろと意見があり、大変参考になりました。また、よりよいまちづくりができる様にお互いがんばりましょう。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・自治連合会等を対象とした説明会を望む。 ・自治会担当者としては、危機管理上、要救助対象者リストなど、個人情報にふれない範囲でのリストの提供を必要としている。 ・議会を見学したいが、開かれているか。(9条)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・会の体系が学校のように、とても話し合うという形ではない。 ・市職員の中での条例周知の状況、それにしがたった仕事のしかたはどんな風になっているのか。 ・佐藤さん他の皆様ごくろうさまでした。
22	<ul style="list-style-type: none"> ・実例をあげてお話しいただいたので参考になりました。でも、実際に行動していくためには、むずかしい面もあると思います。
23	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな形の市民自治があることを知り、勉強になりました。 ・市民の意識を高めるということの重要性を感じ、そうした取り組みも重要になっていくのかなと思いました。

24	<p>・質問等にもありましたが、最高規範とする条例であるなら、市民に広く周知する必要があると思います。市民が関心を持つような働きかけを継続し、条例の主旨をいかにさせるような取り組みをして下さい。そのためにも、市民参加条例を早期に制定して細かな要綱を作り実施して下さい。</p> <p>・今回の説明会は若い方々の参加が少なかったようです。これからの社会を担う人々がより多く関心を持つ働きかけも必要と思いました。</p>
25	<p>【説明会】・最初の市の条例についての説明では、条例を作ることの背景や、江別市としてこだわったところなどがあれば、もう少し具体的に説明していただきたかったです。</p> <p>【講演会】・講師の説明は、時代の変化やまちづくりの事例が紹介されてわかりやすいと思いました。</p>
26	<p>・人の出入が多くてなんだか落ち着かない部分がありました。</p> <p>【講演会】・スタッフの方も、室内では少し目立ちすぎる色でしょうか？音も気になります。講師の方も、マイクが少し使いがってが悪いようで、聞きとりづらいところがあって残念でした。</p>
27	<p>・説明会のまとめにあたる部分が、パワーポイントで見られない。条例文は手に入れることは可能だが、かんじんなことが一度目にし、聞くだけなのは残念です。ホームページなどで公開してください。</p> <p>・これだけボリュームのある説明会、講演会であれば、テーブルがほしかったです。</p>
28	<p>・地方自治、特に今回の基本条例は、これから育てていかなければならないが、機会があるごとに全市民的に取り組むこと。</p> <p>・自治会の行事、クラブ、サークル等を通じて広めていく事が大切だ。行政側だけでは、足りない。</p>
29	<p>・大変に良かった。感動しました。</p> <p>・自治会単位でやって頂きたい。</p>
30	<p>【説明会】・市民の何%が理解されているか疑問である。(今日の出席者も少ないと思われる)この条例内容をどう市民に徹底させるか検討してほしい。(従来の手段では難しいと思う)</p> <p>・自治会活動と基本条例との関わりがよく見えない。基本条例からみて、これからの自治会活動のあるべき方向を知りたい。</p> <p>【講演会】・まちづくりの色々なケースが参考になった。</p>
31	<p>【説明会】・市民に理解を得る努力が必要です。自治会総会等での、出前講座が必要です。一般市民の推進運動が必要だと思います。具体的な活動をするための予算等が必要だと思います。とにかく熱のさめない時に取り組んでほしい。</p> <p>【講演会】・事例の紹介がよかった。</p>
32	<p>・基本的なことなので、特に問題ありません。</p> <p>・定期的に広報に載せて市民の関心を持たせてほしいと思います。</p> <p>・大変にわかりやすく、参考になる話でした。自治会の研修会で、話して聞かせたいと思っています。</p>
33	<p>・北海道新聞H21.11.10付(江別版16面)に同時に講演会の案内記事が掲載されている「危険人物(道新記事の自己紹介)田母神氏の講演会に比べて参加者が非常に少なく(悪天候であるにしても)、戦争=(軍備強化の世論強化に危惧を感じる)。如何に市民にPRして最高規範意識の普及、向上させるよう、自治会を具体的に活用する方策の検討が必要と考えます。</p> <p>【講演会】・条例の「協働」の意義の説明かなと想定していましたが、講演会では具体的な活動の例示があり、大変参考になりました。有難うございました。</p>
34	<p>・具体的な方法、これからの私たちの動きについて考えることができた。ありがとうございました。</p> <p>・基本条例の説明に具体的にこの条例施行後、どんな風に市職員サイドの働き方、市民の動きなどの変化などについて知れたかった。</p> <p>・住民と市職員が共に助け合い考え合う集まりがたくさんほしい。</p>

35

・神戸市長田町から、当時(大災害体験者)の住民(被災者)を招へいして、直接体験談をきいてみたい。

・去年11月9日(日)、東大麻地区自治会長研修会があり、市より、40年前に市への住民からのまちづくりに関する意見を上げていたことに呼応して、市が樹立した江別市まちづくりプランの説明会がありました。(2回目の説明会)ところが、40年も前の状況に合わせて立てたプランのために、現状の住環境と大きなズレが生じており、このことが参加者から指摘されました。江別地区と当時の江別市内の団地は、地理的に同じではなくなっています。つまり最初のプランの対象地区からはみ出してきている自治会が7つほど形成されています(ひかり、桜木、大麻栄西・栄北、泉町、新町)。この地理的不整合を図らないまま、旧態に合せた施策を立ててすすめるようとしています。変化の対応時こそがモデルとなるべきなのに、そうなっていません。どうするのですか？納税者としては、このまま黙認しかねます。プランを具体化する過程で住民にアンケート調査をおねがいしてはいますが、その前に、市のまちづくりの対象エリアをしっかりと住民合意の上で、根本からやり直すべきです。

36

・大麻東地区センターでの説明会について、意見を申し上げます。

第一は、今回の江別市自治基本条例は「市民の自治基本条例」と言うよりも、「まちづくり条例」であり、「協働条例」であるということです。第1章第1条(目的)市民懇話会の「自治運営の基本的な仕組みを定め」としていたものを、「自治運営の基本的な事項を定め」と変更し、市民自治を「市民自らが考え、行動する」と規定していますが、これは多様な主体(自治体、自治会、企業、任意の団体等)が行う公益的な活動全般を「まちづくり」としてとらえ、まちづくり全般について、市民自治が大切であると述べているにすぎません。しかし、自治基本条例は、市民から市に信託された部分について規定するものであり、信託に応えるために、議会及び市長が守るべきルールを定めるものです。憲法92条が述べる地方自治の本旨の中身は、「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなり、この二つが相補い結び合って地方自治は完成すると説明されています。「住民自治」とは地域の政治や行政を地域住民の意思に基づいて処理することをいい、住民自らが政治の方針を決定し、あるいは決定過程に参加し、または、その代表者を自ら選び、これに政治や行政の権限を委託する政治システムを云います。「団体自治」とは国から独立した地方公共団体が存在し、その団体が自らの責任で、自己の固有の任務としての事務を、自らの機関で処理することをいいます。理念は、市民の意思に基づいて地域の政治や行政を行うのですから、政策決定にあたって、どのタイミングで住民に説明し、住民の意思を確認し、その意思を政策に生かしていくといった仕組みづくりが急がれます。今回の説明会では、肝心の議論が行われず個人情報取り扱いや、開催会場の問題等に時間がとられ議論が進んでいません。答弁も市役所職員でなく、市長や議員や幹部職員(部長以上)が行うべきだと思います。そして今後どのように市民の声を生かすかを真剣に考えるべきだと思います。

第二に会場で問題提起された審議会のメンバーの年齢制限は即時廃止するべきです。参加資格に年齢制限があるのは基本条例に違反しています。(第24条3)最高規範である基本条例に違反する項目は即時撤廃することを強く求めます。

第三に市民参加条例の制定を急ぐべきです。市の仕事は市民の意思に沿った政治を行い、市民の幸福の実現を目的としています。市民の声を聴く一つの方法として、パブリックコメント等がありますが、過去には意見を聞いたという形のためであったり、聞く前にあらかじめ決めてしまっていて、意見は取り入れないといったタイミングの悪いケースが殆どです。市民意見が出た場合には公聴会のようなシステムを導入し、徹底的に議論をするべきではないでしょうか。その議論を通じてより良い政策が見出されると思います。いづれにしても、基本条例第7章第24条市民参加の推進4に「市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。」とあります。